

---

# ふれまじ

---

第61号



「香良洲宮踊り」(津市香良洲町)

2021.8

 公益社団法人 津法人会

# 法人会へのお誘い



公益社団法人

津法人会

『正しい税知識を身に付けたい』

『経営者としての資質を向上させたい』

『経営者の仲間を作りたい』

〒514-0006

三重県津市広明町121 津税理士会館4F TEL: 059-225-6085 FAX: 059-227-6085 HP: <http://www.tsu-hojinkai.or.jp/>

## 正しい税務知識を身につけ 私たちと一緒に社会貢献しませんか？

法人会は、「正しい税知識を身につけたい」「もっと積極的な経営をめざしたい」「社会の役に立ちたい」、そんな経営者の皆さんを支援する全国組織です。

現在、41都道府県（近畿2府4県を除く）440の税務署単位に所在する法人会には、約78万社の企業が加入しています。

各地の法人会では、会員企業を支援する各種研修会の開催、税の啓発活動やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

また、このような事業を通じて、様々な業種の経営者と知り合いますので、新たな事業展開のヒントを得るチャンスにもつながります。

ここ、津税務署の管轄地域にある「公益社団法人 津法人会」では、1,600社を超える企業にご入会いただいております。著名講師による講演会や税務署担当官・税理士による説明会の開催、そして各種の地域イベントに参画するなど、様々な活動を行っております。

是非とも津法人会にご入会いただき、企業発展にお役立ていただけますとともに、私たちと一緒に地域の活性化に向けた活動にご参加いただけることを心よりお待ちしております。

### 津法人会の事業と活動

- ・タイムリーなテーマに沿った、税務研修会
- ・初級複式簿記講座
- ・社会貢献活動、地域貢献活動
- ・税を考える週間講演会（著名講師による）
- ・新設法人説明会、決算法人説明会
- ・〈女性部会主幹による〉税に関する絵はがきコンクール・税金クイズと親子映画会
- ・〈青年部会主幹による〉租税教室の開催
- ・インターネットセミナー
- ・健康診断（会員特別価格）
- ・〈会員のための〉生活習慣病検診、ペットがん診断
- ・本会・支部主催による研修旅行
- ・ゴルフ、ボウリング等の会員親睦事業

法人会は、事業・活動を会員の皆さんと活発に行っています。

## ● 目 次 ●

目次	1
残暑お見舞い申し上げます	2
津税務署 法人課税幹部	3
第9回通常総会	4
公益財団法人 全国法人会総連合会長表彰 他	6
現金監査 ～実践税務調査～	7
「待ってました 若社長！」	
株式会社 小林住宅 小林久祥 様	8
ネットトヨタ三重 株式会社 平野真也 様	10
リレー訪問 ☆おじゃまします☆	
株式会社 アイエヌ ホンダカーズ久居西 西畑浩伸 様	12
前会長 西畑蓮一 様と懇談	14
目でみる法人会活動	
研修委員会 新春研修会	15
在宅勤務に係る費用を会社で負担する場合の取り扱い	16
7つの間違い探し	17
税務署からのお知らせ	18
三重県と津市からのお知らせ	22
事務局からのお願い	24
今後の行事予定	25

## 表紙写真のご紹介

### ★「香良洲宮踊り」

香良洲町地家・馬場・砂原・小松の各地区に伝わる350年の歴史がある「かんこ踊り」で、収穫を感謝し五穀豊穡を祈願して香良洲神社に奉納されることから「宮踊り」と称され、三重県無形民俗文化財に指定されています。

毎年8月15日に徹夜で催される奉納踊りに先立って、13日には初盆を供養して祀る「精霊踊り」(写真：馬場区)も各地区で行なわれ、古老の唄に合わせて宮踊りを卒業した壮年が踊ります。

写真提供：北 出 正 之 (MKフィルム工房)

# 残暑お見舞い申し上げます



会 長 伊 藤 歳 恭

副 会 長 辻 正 敏

〃 橋 本 幸 司

〃 宮 木 康 光

〃 菅 内 章 夫

〃 小 柴 眞 治

〃 竹 林 憲 明

青年部会長 吉 村 成 人

女性部会長 梅 本 眞 澄

## 〔法人会の理念〕



法人会は税のオピニオンリーダーとして  
企業の発展を支援し  
地域の振興に寄与し  
国と社会の繁栄に貢献する  
経営者の団体である

●●● 津法人会のホームページアドレス ●●●

<http://www.tsu-hojinkai.or.jp>

# よろしくお願ひ申し上げます

津税務署



署長 小倉康彦氏



副署長 野崎 剛氏



筆頭特別  
国税調査官 松岡祐二氏



特別国税  
調査官 小林昌宏氏



特別国税  
調査官 早川 明氏



法人課税  
第一統括官 中村彩子氏



法人課税  
第二統括官 森岡大樹氏



法人課税  
第三統括官 正井裕康氏



法人課税  
第四統括官 伊藤忠典氏



法人課税  
連絡調整官 高田茂樹氏

# 第9回 通常総会

公益社団法人津法人会の第9回通常総会は、5月27日(木)プラザ洞津に於いて、鈴木秀昭副会長の「開会の辞」で始まり、会長挨拶のあと 伊藤歳恭会長を議長に選出し、議事に入りました。

第1号議案「令和2年度収支決算報告承認の件(監査報告)」及び第2号議案「任期満了に伴う役員選任承認の件」について事務局から説明があり、議場に諮り満場一致で承認、次に「令和2年度事業報告」と「令和3年度事業計画」「令和2年度収支予算」について報告がされました。

第9回通常総会は、例年ならば、ご来賓ならびに優秀経理担当者受賞者、また記念講演会のご来場者と大変厳かな雰囲気のもと開催されますが、残念ながら、昨年度に続き、今年度も新型コロナウイルス感染症の再拡大を受け、やむを得ず、記念講演会と表彰式典を中止して、小規模の開催となりました。



挨拶 会長 伊藤歳恭 氏



開会の辞 副会長 鈴木秀昭 氏

※令和3年度事業計画と収支予算書については、ホームページ(お知らせ欄)に掲載しております。



閉会の辞 副会長 辻 正敏 氏

〔優秀経理担当者表彰〕

〔順不同〕

氏名	法人名
青木陽子様	(学) 高田学苑
磯川康子様	中部化成工業(株)
内田千絵様	(一財) 三重県交通安全協会
笠原美咲様	(株) アイエヌ
片岡典子様	(株) ZTV
阪由紀子様	(学) 長谷川学園
田中亜紀様	(学) 藤学園
谷口恵子様	百五リース(株)
谷口秀美様	(株) ジャパンスポーツ運営
橋本篤史様	パナソニックライフソリューションズ電材三重(株)
米倉健太様	三重交通(株)

● 公益財団法人 全国法人会総連合会会長表彰 ●

【単位会功労者】



藤田勝久 様  
理事  
株式会社藤久建設



山川芳春 様  
監事  
株式会社山川測量設計コンサル

● 一般社団法人 三重県法人会連合会会長表彰 ●

【役員功労】



杉田真一 様  
常任理事組織委員長  
株式会社杉新衣裳店



田村頼一 様  
常任理事研修委員長  
日本土建株式会社



原 清子 様  
前常任理事南郊支部長  
原タイル株式会社



## 現金監査 ～実践税務調査～

税理士 牧野 義博



税務調査の方法にはいろいろな切り口がありますが、昔から「人」、「物」、「金」のいずれかを端緒として深度ある調査を行えば、必ずと結果が出ると言われてきました。今回の「現金監査」はまさに「金」の領域です。

現金商売の会社の調査では、事業の実体を把握するために無予告による現況調査が行われることが多々ありますが、その時、必ずと言って良いほど「現金監査」も実施されます。具体的には、調査日当日の現金残高と金銭出納帳の帳簿残高との照合を行い、『調査前日の金銭出納帳の帳簿残高』－『調査日当日の現金で支払われた仕入や経費等分』＋『調査日当日の現金売上高』の検算を行います。調査日当日の現金残高と一致しますよね。一致しない？ それはおかしいですね！ 調査官は、現金残高が少なかったら売上を抜いた後だと思ふし、逆に現金残高が多かったら売上げを抜く前の状態と想定するでしょう。いずれにしても差額の説明をしっかりと行わなければなりません。

よく苦しまぎれに「代表者への時貸しのお金を返してもらったので現金が多い」とか、逆に「時貸しをしたのを忘れていたので現金が少ない」と開き直る人がおりますが、まさに墓穴を掘っている説明となっていますよ。もしそうであるならば、会社と代表者間の金銭のやり取りが恒常的にあるということになりますので、代表者個人の預金通帳やカバンの中身までチェックされることになるでしょう。

現金の残高が一致しない場合には、その日の売上げは夜間金庫に預けるのか、あるいは店の責任者がいったん閉店後に持ち帰り翌日整理をするのか、代表者宅に当日届けさせるのか等、現金の管理をどのように行っているかの説明を求められます。もし、代表者宅であるならば、すぐに同行をお願いし、現物確認の調査を受けることになります。現金にルーズな会社は疑われても仕方ありませんね。

飲食店や小売店の経営者は、従業員の不正行為の防止も兼ねて、レジ等現金を扱う担当者を時間でシフトするなど内部牽制には気を配っているはずで、親族に最終的な現金管理を任せているケースも多いでしょう。国税当局では、調査対象法人の株主構成や代表者の親族関係者等を事前に把握していますので、現金監査で現金が合わないとなると確信犯と見るでしょうね。日頃の現金の管理状況、例えば集金がある場合には、どの帳簿書類等に基づいているのか、集まった現金は誰がチェックして最終的に誰に渡しているのか等について、担当者は根掘り葉掘り聞かれますよ。調査官は意味も無く聞いているのではなく、説明に出てくる帳簿書類や手控え等を確認し、その全貌を把握するための端緒を探しているのです。

「最近のものしか残っていません」、「古いものは捨てました」と答える経営者もいますが、相手先に反面調査をすれば分かる話です。どんなに面倒でも、結果が大変なことになるのが目に見えているのですから、日頃から帳簿残高と現金の確認は必ず行うようにしましょう。

### 筆者紹介

牧野義博（まきの・よしひろ）

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には「ザ・税務調査1～3」「税務トラブルと債務の確定」（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。

## 「待ってました 若社長！」



### 株式会社 小林住宅

代表取締役 小林 久 祥様

TEL 059-226-6416

★次のご質問に、簡単にお答えください。 .....

**Q 貴社 ご創業（あるいは設立は）、また事業内容を教えてください。**

創業は昭和21年4月（終戦後）「小林建築」です。  
設立は平成7年2月「株式会社 小林住宅」です。  
事業内容は、総合建設業、一級建築士事務所です。

**Q 会社方針、企業理念はございますか。**

特に大きく掲げておりませんが、お施主様に納得して喜んでいただけることを念頭に、出来栄だけを重視せず、お施主様へはそれぞれの工事や設計の「過程」に対しても逐一丁寧に説明を差し上げ、設計施工監理をします。

**Q（新社長の）生年月日は。**

昭和52年11月29日。

**Q（新社長は）何代目ですか。**

3代目です。

**Q 先代から、社長ご就任について、いつ頃、打診があったのですか。**

打診という型にはまったものではありませんでしたが、5、6年ほど前から先代や家族と相談し、「代表の交代は2020年4月7日」と決めておりました。

**Q その時の心境は。**

代表になるまで、自己の成長はもちろんですが、周辺的环境も含めて準備をしておこうと決めていました。

## Q これからの抱負をお願いします。

昨今、職人不足や材料の高騰など建築業界全体に逆風が吹いていますが、しっかりと時代の流れを掴み、状況に応じた経営判断ができるように。また常に感謝の気持ちをもって何事にも取り組んでいきたいです。

## Q 仕事以外で、一番楽しいと思うことは。

家族旅行（今は行けていませんが）

## Q 先代に、何か一言はありますか。

作業場や倉庫の片付け、また忙しく手が足りないときには現場へも行っていただいています。本来なら悠悠自適に過ごしていただきたいのですが、私がまだまだ未熟な為、甘えっぱなしで申し訳ない気持ちです。

## Q 現在の日本の税制、財政について、一言、また法人会に対して、ご意見、ご要望はありますか。

入会させていただいておりますが、少しでも参加できるように努めます。

## サプライズコメント

### 先代から一言

相談役 小林 利夫 様から

することは限られてきましたが、まだまだ人の為、会社の為に、精一杯頑張るのでよろしくをお願いします。



「待ってました 若社長！」



## ネットヨタ三重 株式会社

代表取締役社長 平野 真也様

TEL059-224-1211

★次のご質問に、簡単にお答えください。 .....

**Q 貴社 ご創業（あるいは設立は）、また事業内容を教えてください。**

設立：昭和42年12月21日

事業内容：トヨタの新車ディーラーです。

**Q 会社方針、企業理念はございますか。**

経営理念

お客様に信頼される地域に密着した会社づくり  
社会の変化に対応できる強い体質の会社づくり  
社員の能力開発による創造性豊かな会社づくり  
社員にゆとりある未来がひらける会社づくり  
地球環境・地域環境を大切にする会社づくり

創立60周年に目指す「ビジョンV60」

「社員は家族」

社員は家族、愛ある厳しさで全社員が成長し、  
助け合いをし、働く幸せを感じている。

「お客様のトータルライフパートナーになる」

お客様の人生を豊かにする車を含めた商品を、先進的なサービスと  
おもてなしで提供し、一生のお付き合いをしている。

「三重に必要とされる企業となる」

会社は持続的成長をし、皆さんの雇用を守り、得た成果を分かちあっている。  
さらに三重に雇用や納税も含め貢献し続け、「三重になくてはならない会社」  
になっている。

**Q (新社長の) 生年月日は。**

昭和49年11月25日です。

**Q (新社長は) 何代目ですか。**

祖父が創業し3代目ですが、社長としては5代目です。

**Q 先代から、社長ご就任について、いつ頃、打診があったのですか。**

前社長から、約3年前から打診があり、社長就任して1年3か月になりました。

**Q その時の心境は。**

熟慮したうえで1年副社長をやらせていただき、準備期間を持って就任しました。その時は、まだ自分には実力が足りないと思っていました。

**Q これからの抱負をお願いします。**

三重県のお客様に「車といえばネッツトヨタ三重」といってもらえる会社を目指します。

一度お付き合いしたら、離れられなくなる魅力的な会社・お店を目指します。

**Q 仕事以外で、一番楽しいと思うことは。**

友人とのスポーツや、趣味での交流の時です。

テニスや登山や麻雀している時が、リフレッシュの場です。

**Q 先代に、何か一言はありますか。**

まだ会長として色々サポートいただいているので、大変助かっています。

元気なうちは、共に会社を良くする同志でいてください。

**Q 現在の日本の税制、財政について、一言、また法人会に対して、ご意見、ご要望はありますか。**

日本の未来のために、税金が有意義に使われることを願います。

法人会青年部会の事業として、租税教室として小学生への税金の授業は大変大事だと思い、積極的に参加しています。

**＃ブライズコメント**

**先代から一言**

代表取締役会長 平野 忠良 様から

「人に優しく、自分に厳しく」を忘れず、社長としての仕事に全力を注いでください。



☆ おじゃまします ☆



(株) アイエヌ ホンダカーズ久居西

代表取締役 西 畑 浩 伸 様

津市久居持川町 2260

TEL 059-256-6424

**Q1. 会社のお仕事（事業内容）は。ご創業はいつですか。**

1972年創業です。

ホンダディーラーとして新車・中古車販売、車検・メンテナンスを実施しております。

**Q2. 社是とか会社のモットーはございますか。**

地域の人々に愛される会社創りです。

仕事に携わる人々を大切にする（モットー）

**Q3. 今までのご苦労話やお困りになったことはございますか。**

無い！全てが勉強であり、修行である。



西畑社長（左）

平松正彦 広報委員長（右手前）

尾崎正彦 広報副委員長（右手後）



**Q4. これからの展望とか夢はございますか。**

県内のホンダカーズの統一

**Q5. 今の日本の税制、あるいは法人会について何かご意見はございませんか。**

特に問題ありません

**Q6. 子供の頃の将来の夢は。**

車屋さん

**Q7. 健康のために何かなさっていることは。**

特に無し

**Q8. ご趣味は何ですか。**

ゴルフ・ドライブ

**Q9. お好きな言葉とか座右の銘とかございますか。**

夢を見るから人生は輝く(モーツァルトの言葉)

**Q10. 何かPRされることはございますか。**

ホンダ車のご用命はホンダカーズ久居西へ！



## (株)アイエヌ 前会長 西畑 蓮一 様と懇談



- ・昭和19年、第2次世界大戦の敗戦が色濃くなるころ、中国北京にて生を受ける。
- ・終戦に伴い、幼少時に家族とともに津へ引き上げ、津市の養正小学校に在籍したこともある。
- ・本田技研工業（後述ではホンダ）が2輪車の販売で業績を上げつつ、さらなる営業拡販を目指した人材募集の広告が目に残り、応募する。
- ・競争率100倍強の難関の中、筆記試験はもちろんのこと、面接試験に於いては、持ち前の明るさで自己アピール、その熱意が功を奏し見事採用決定。
- ・ホンダが4輪車に進出し、その販売網を全国に展開することになり、三重県の販売拠点づくりに邁進する。

- ・そんな中、龍谷大学の片桐先生との出会いがあり、その先生に文才を見出され、小説を書き始める。
- ・現在まで、10冊ほどの作品を出版。

- ・作品はミステリー物が多く、「御徒町殺人事件」、「おろかな殺人」などがあるが、「葛藤からの解放」や「純情派・雄吉郎の恋」など、人間の心のひだをあぶりだすような、読後暫く余韻が残る作品が多く、文筆家としても活躍されている。
- ・津市久居の地でホンダの販売店として独立起業して50年が経過するが、現在は御子息が承継され、ホンダの県内有力販売店として鋭意邁進中である。



- ・平成22年には、法人会の会員として、「役に立った法人会」という副題の「起業」という短編小説を執筆された。
- ・法人会では広報委員会に長く所属され、経営者としての立場はもちろんこと、文筆家としての才も発揮され、広報誌の発刊に大いに尽力頂きました。

以上





# 目でみる 法人会活動

新春  
講演会

研修委員会

参加会員  
34名

令和3年2月8日(月) ホテルグリーンパーク津

## 『伊勢商人 三井高利と竹川竹斎』

一般社団法人 松阪市観光協会 専務理事

竹川裕久氏

(東竹川家十三代当主)



大坂商人、近江商人と並んで日本三大商人のひとつに数えられる伊勢商人について、三井財閥の中興の祖 三井高利と勝海舟のパトロンと言われた竹川竹斎を中心に講演いただきました。

# 在宅勤務に係る費用を会社で負担する場合の取り扱い

～ 経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 互井敏勝



リサ：新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として在宅勤務を進めていますが、使用するマスク等の消耗品の購入費用を従業員に支給した場合、給与として課税対象となりますか。



サキ先生：勤務時に使用するマスクや消毒液など、在宅勤務のために通常必要な費用（消耗品等）を精算する方法により支給する一定の金銭については、給与として課税する必要はありません。



リサ：在宅勤務に通常必要な費用を精算する方法とはどのようなものですか。



サキ先生：精算する方法としては、会社が在宅勤務に通常必要な費用として仮払いした後、従業員が業務のために使用する消耗品等を購入し、その領収証等を会社に提出してその購入費用を精算（仮払金額が購入費用を超過する場合には、その超過部分を会社に返還）する方法や、従業員が業務のために使用する消耗品等を立て替え払いにより購入した後、その購入に係る領収証等を会社に提出してその費用を精算（購入費用を会社から受領）する方法が考えられます。



リサ：パソコンなどの事務用品等を支給した場合も、給与として課税する必要はありませんか。



サキ先生：会社が所有する事務用品等（パソコン等）を従業員に貸与する場合は、給与として課税する必要はありませんが、事務用品等を支給した場合（事務用品等の所有権が従業員に移転する場合は、現物給与として課税する必要があります。この貸与には、例えば、従業員に専ら業務に使用する目的で事務用品等を支給という形で配付し、その配付を受けた事務用品等を従業員が自由に処分できず、業務に使用しなくなったときは返却する場合も、貸与とみて差し支えありません。



リサ：従業員が負担した通信費について、在宅勤務に要した部分を支給する場合はどうなりますか。



サキ先生：通話料は、通話明細から業務のために使用した金額が確認できるので、その金額を支給する場合は、給与として課税する必要はありません。また、基本使用料やインターネット接続に係る通信料は、業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があります。なお、営業担当など業務のための通話等を頻繁に行う場合の通話料、基本使用料、インターネット接続に係る通信料は、簡便的な算式（従業員が負担した1カ月の通信費×その従業員の1カ月の在宅勤務日数/該当月の日数×1/2）等により算出したものを支給する場合は、給与として課税しなくて差し支えありません。



リサ：感染が疑われる従業員に対してホテルなどで勤務することを認め、そのホテルの利用料や交通費を従業員に支給した場合はどうなりますか。



サキ先生：場以外の場所で勤務することを会社が認めている場合、その勤務に係る通常必要なホテルの利用料や交通費について、その費用を精算する方法または会社の旅費規定などに基づいて、従業員に対して支給する一定の金銭についても、給与として課税する必要はありません。



リサ：なるほど。基本的には新型コロナウイルス感染症に関する感染予防対策として、業務のために通常必要な費用を負担する場合には給与として課税しなくていいのですね。

## 筆者紹介

### 互井敏勝（たがい・としかつ）

1968年生まれ。東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官官房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。近著『令和3年版 税制改正経過一覧ハンドブック』、『経営に活かす税務の数的基準』（共著、大蔵財務協会）、『所得税重要事例集』（共著、税務研究会）など。

# 7つの間違い探し

## ～『義経千本桜 すし屋』～

※左の絵と右の絵には相違点が7か所あります。見つかりますか？

(答えは25頁にあります)



## ～『京鹿子娘道成寺』～

※左の絵と右の絵には相違点が7か所あります。見つかりますか？

(答えは25頁にあります)



【作者紹介】 神谷一郎 (かみや・いちろう)

専修大学法学部を卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

事業者の方へ



消費税の  
インボイス  
制度

令和3年10月1日

# 登録申請 受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

## 登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！！



- 「e-Taxソフト（WEB版）」、「e-Taxソフト（SP版）」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。  
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。  
【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）  
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



国税庁 法人番号 7000012050002

2021.7

## 「インボイス制度」 ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存<sup>(※)</sup>等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

## 「インボイス」 ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

### インボイスの記載事項

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
※税率	40,000円	消費税 3,200円
10%税率	80,000円	消費税 8,000円

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

## 登録申請書の 郵送による 提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

名称	所在地	管轄地域
名古屋国税局 インボイス登録センター	〒461-0001 名古屋市東区泉1丁目17番8号	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも  
誰でも参加可能な

## オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

開催日時	定員	費用	説明会サイトへ
説明会サイトに掲載（随時掲載） ※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。 ➡ <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm</a>	各回 100名 （先着順）	無料 （通信費用は実費となります。）	

令和3年  
7月から

# 納税証明書の デザインが変わります



## 新デザイン (A4サイズ)

納税証明書  
(令和3年7月1日現在)

氏名: 田中太郎  
住所: 東京都千代田区千代田1-1-1  
〒100-0001

税目	納付額	未納金額	納税期間
所得税	10,000円	5,000円	令和3年7月1日～
住民税	15,000円	7,500円	令和3年7月1日～
県民税	10,000円	5,000円	令和3年7月1日～
市町村民税	5,000円	2,500円	令和3年7月1日～

納税者印

## 旧デザイン (A4サイズ)

納税証明書  
(令和2年7月1日現在)

税目	納付額	未納金額	納税期間
所得税	10,000円	5,000円	令和2年7月1日～
住民税	15,000円	7,500円	令和2年7月1日～
県民税	10,000円	5,000円	令和2年7月1日～
市町村民税	5,000円	2,500円	令和2年7月1日～



これからは、こちらの  
新デザインで発行されます。

## 新デザインの3つの特徴 !!

- ① プリンターで印刷可能な偽造防止技術を採用
- ② 複数の偽造防止技術を組み合わせることで、証明書の信頼性を確保
- ③ 証明内容は、国税庁ホームページでも確認が可能 (注)

(注) 納税証明書のQRコードに証明内容が格納されており、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」から納税証明書確認コーナー(令和3年7月公開)を利用することで証明内容を確認できます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> ➔

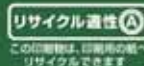


国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



国税庁

検索



QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。 P3.3

# ネットで 便利に納税証明書



令和3年7月から、納税証明書の申請から受取までの手続きをご自宅やオフィスで完結できるようになります。

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って簡単な操作でできます。

## ①インターネットで請求(来署不要)



e-Tax を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書請求データを作成します。

「納税証明書の交付請求書(電子交付用)」から、PDFデータを選択し、画面表示に従い必要事項を入力し、送信してください。

- ※ 送信及びe-Taxのメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
- ※ 納税証明書を作成後、e-Taxのメッセージボックスに発行準備が整った旨を通知します。

## ②PDFファイルで受取



e-Taxのメッセージボックスにスマートフォンやパソコンでアクセスし、インターネットバンキング等により手数料を納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)をダウンロードします。

電子納税証明書(PDFファイル)は、何度でもお使いいただけます。

## ③自分で印刷



ダウンロードした電子納税証明書(PDF)ファイルは、自宅やオフィスのプリンターから印刷ができます。

また、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷することもできます(印刷サービスの利用には別途料金がかかります。)

電子納税証明書(PDFファイル)は、何枚でも印刷してお使いいただけます。

(注) 電子納税証明書(PDFファイル)の提出方法については、あらかじめ提出先に確認してください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>



e-Tax

検索

## 三重県からのお知らせ

# 法人の県民税・事業税・特別法人事業税について (新型コロナウイルス感染症関係)

※令和3年6月現在の情報です。

### 1 申告・納付等の期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響で、下記のような理由があり、申告書や決算書類などの申告・納付等の手続きに必要な書類の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合は、「県税に係る延長期限申請書（三重県県税条例施行規則第21号様式）」を提出してください。

電子申告(eLTAX)を利用している場合は、「県税に係る延長期限申請書」または「新型コロナウイルス感染症による申告・納付期限延長申請（eLTAX様式）」をeLTAXにて提出してください。

申請書には、延長を必要とする理由を証明する書類（国税の延長申請書の写し等）を添付してください。

提出期限は、延長申請理由のやんだ日から2月以内です。

(延長できる理由の例)

- ・法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染した
- ・税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます。）が感染症に感染した
- ・感染拡大防止のため企業の勤奨により在宅勤務等をしている方がいることにより、通常の業務体制が維持できない

※申告書余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と付記することにより、延長申請書が提出されたものとする取扱いは、国税庁の取扱いに準じて取り止めたので、ご理解ください。

お問い合わせ

三重県津総合県税事務所 課税一課 059-223-5025  
法人調査課（外形） 059-223-5028

### 2 納税の猶予制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により一括での納付が困難な場合は、納税の猶予制度（換価の猶予、徴収猶予）を利用できる場合がありますので、担当課へご相談ください。

お問い合わせ

三重県津総合県税事務所 納税課 059-223-5020

★このお知らせ内容の詳細については、下記のホームページをご確認ください。

※1 申告・納付等の期限の延長について

<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/p0006900020.htm>

※2 納税の猶予制度について

<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/000125829.htm>

※1

※2





## 三重県と津市からのお知らせ

# 個人住民税における特別徴収について、 三重県と県内市町からの重要なお知らせです。

三重県と津市では給与所得者の利便性を向上させるとともに、収入未済額の縮減につなげるため、法定要件に該当する事業主の皆様へ個人住民税の特別徴収の実施を徹底しています。

法人会会員様をはじめ各団体の皆様方には多大なご協力を賜り深く感謝申し上げます。令和3年分の給与支払報告書の提出についても、パート・アルバイト・期限付雇用の従業員も含め、全ての方の特別徴収をよろしく申し上げます。

### 【参考】特別徴収とは

給与支払者（事業主）が、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である給与所得者（従業員）に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（個人市町村民税＋個人県民税）を徴収（引き去り）し、納入していただく制度です。

### ※お問い合わせ先

制度の推進について	三重県津総合県税事務所	059-223-5023
賦課について	津市政策財務部市民税課	059-229-3130
徴収について	津市政策財務部収税課	059-229-3135

## 地方税申告・納税に **eLTAX** をご利用ください。

地方税の申告・納税を地方公共団体や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを通じて簡単に行うことができるシステムです。

### 地方税共通納税システム

地方税共通納税システムにより複数の地方公共団体へ一括して地方税を電子納税（※）することができます。

※電子納税とは、納税者がインターネット等を利用して税金を電子的に納税する仕組みです。

※利用届出の提出及び詳しい情報は e L T A X ホームページをご覧ください。

<http://www.eltax.lta.go.jp>

## ● 事務局からのお願い ●

諸変更に関して、本書面に変更内容をご記入、記名、ご捺印いただき、事務局宛FAXもしくは郵送していただきたくお願い申し上げます。

年 月 日

公益社団法人 津法人会 宛  
(FAX 059-227-6085)

## 変更届

法人名

印

(ゴム印で結構です)

変更項目 項目に○を付してください	変更前	変更後
名称 代表者		
会員役職名 資本金		
住所 電話・FAX		
決算月		
その他 ( )		

※個人情報、津法人会活動として、研修会、諸会議などご案内や事業活動に利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

公益社団法人 津法人会  
〒514-0006 津市広明町121  
津税理士会館4階  
TEL 059(225)1302

## 今後の行事予定

日 程	行 事 内 容	場 所
令和3年度 9月1日(水) 13:30	令和3年度改正税法説明会	ホテルグリーンパーク津
7日(火) 14:00	特別企画オンラインセミナー 講師 政治ジャーナリスト 田崎史郎 氏	
17日(金) 13:30	インボイス制度実務研修N01	ホテルグリーンパーク津
10月7日(木)	全国大会 (岩手大会)	
11月7日(日) 10:30	税を考える作品表彰式	アスト津
7日(日) 13:45	絵はがきコンクール表彰式	ホテルグリーンパーク津
14:30	全体研修会	//
16日(火)	女性部会 女性フォーラム (新潟大会)	朱鷺メッセ
26日(金)	青年部会 青年の集い (佐賀大会)	佐賀市文化会館
令和4年度 3月18日(金) 13:30	正副会長会議	プラザ洞津
15:00	第4回理事会 (事業計画予算 業務報告)	
4月27日(水) 13:30	正副会長会議	プラザ洞津
15:00	第1回理事会 (事業報告・収支決算)	
5月23日(月) 13:30	第10回通常総会	プラザ洞津
15:00	記念講演会	
17:00	青年部会報告会	

新型コロナウイルス感染症等の影響で、開催の「延期」又は「中止」することもありますのでご了承ください。

### 間違い探し『義経千本桜 すし屋』の答え

- ①「大福帳」「仕入帳」(左上) ②ホクロ(中上) ③男性のさかやき(左) ④桶のバツテン(左)  
⑤女性のたば(右) ⑥着物の裾(中下) ⑦帯どめの結び(右下)

### 間違い探し『京鹿子娘道成寺』の答え

- ①山の上の塔(左上) ②目線(中上) ③扇子の長さ(右上) ④鐘の紋(右上) ⑤小坊主の頭(左)  
⑥帯柄(中央) ⑦へび(右)

[発行] 公益社団法人 津法人会 広報委員会  
〒514-0006 津市広明町121 津税理士会館4階  
(TEL 225-1302・FAX 227-6085)  
<http://www.tsu-hojinkai.or.jp>

[印刷] 共立印刷株式会社



## 重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

### 総合型V Tタイプ

(大生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)  
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、  
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

三重支社 津営業所/三重県津市栄町1-840(グランスクエア津6F)  
TEL 059-226-1363

**AIG** AIG損害保険株式会社

三重支店/三重県津市丸之内養正町4-1(森永三重ビル2F)  
TEL 059-226-3911

F-2019-1016(2019年8月27日)  
19-073026 2021-8



## アフラックは、1983年より 「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。  
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。  
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

**法人会がん保険制度**  
**法人会医療保険制度**

「生きる」を創る。

**Aflac**

〈引受保険会社〉

**アフラック** 三重支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。